

ブラジルの離婚制度と 2010 年憲法修正

永井康之

1 : はじめに

2010 年憲法修正第 66 号によってブラジルの離婚制度は大きく変化した。離婚の成立に必要であった別居期間が撤廃され、離婚には離婚意思だけで十分となった。しかし、その後 10 年が経過したにもかかわらず、法律の規定は改正されていない。そのため、我が国においては、憲法改正によるブラジル離婚制度の変化が十分に紹介されていない。例えば法律実務家が外国法を検討する場合に最もよく参照される文献のひとつである「渉外戸籍のための各国法律と要件」は 2015 年に改訂されているものの、2010 年憲法修正 66 号やそれによる離婚制度の変化への言及はなく、直接離婚には廃止された 2 年間の事実上の別居期間が必要であると説明している¹。また、ブラジルについて調べる際に最初に参照される「現代ブラジル事典」は 2016 に新版となったが、離婚制度に関する部分には改正前の憲法の条文を掲載している²。日本語の文献で 2010 年の憲法改正によるブラジル離婚制度の変化について正確に言及した文献は二宮正人著「在日ブラジル人の離婚問題に関する一考察」以外には見当たらない³。1989 年の入管法改正以降、多くの日系ブラジル人が来日し、現在我が国には約

20 万人のブラジル人が在留する。このうち半数以上が永住者としてすでに我が国に定着している。こういった人々の離婚問題を検討するにあたってはブラジル法の正確な理解が必要である。そこで、本稿においては、ブラジルの離婚制度の歴史的変遷、2002 年民法の離婚に関する規範内容、2010 年憲法修正 66 号の内容及びその影響の及ぶ範囲を確認したい。

2 : ブラジルの離婚制度略史

カトリックの影響の強いブラジルでは長いこと離婚が認められなかった。1889 年の革命によって共和制が開始すると、1890 年に民事婚が導入され、それまで教会法によって規律されていた婚姻が国家の法律によって規律されるようになったものの、婚姻の解消は認められなかった⁴。革命後に制定された 1891 年連邦憲法には離婚の可否に関する規定は置かれなかったが、1916 年民法典は離婚を禁止し、デスキートと呼ばれる裁判による別居制度のみを設けた。デスキートによって夫婦関係は終了し財産分与や子の監護権の決定がなされるものの、婚姻は解消されず再婚は許されなかった⁵。また、デスキート訴訟は不貞行為、自殺未遂、虐待又は重大な傷害、継続して 2 年間家庭の放棄のいずれかの動機によるものでなければならなかった⁶。このため、経済的に余裕がある者は米国、メキシコ等に短期旅行をして離婚、再婚を行っていたものの、こういった行為はブラジル国内では承認されなかった。また、カトリックの教会での挙式ができないことから、プロテスタントや他の新興宗教の教会で挙式して世間体を取り繕うこ

*執筆者永井康之氏は、愛知県弁護士会に所属する弁護士で、CIATE 専務理事として日本で就労を希望する或いは帰国した日系ブラジル市民に対する支援事業を運営しただけでなく、相談業務も引受け、社会保障制度（日伯通算協定を含む）や日本で生活にかかわる各種法律問題のアドバイスなど、ポルトゲスを駆使して支援事業に取り組まれ、昨年 7 月に日本に帰国された。

¹ 木村三男監篠崎哲夫ほか編「全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件 V」530 頁ないし 541 頁

² ブラジル日本商工会議所編「[新版]現代ブラジル事典」(新評論、2016)、194 頁及び 195 頁

³ 二宮正人著「在日ブラジル人の離婚問題に関する一考察」ケース研究 315 号、25 頁

⁴ 1890 年 1 月 24 日付暫定政府首班令第 181 号

⁵ 1916 年ブラジル民法第 315 条補項

⁶ 1916 年ブラジル民法第 316 条

ともなされた⁷。その後、1934 年ブラジル憲法 144 条本文は「家族は、解消できない婚姻によって構成され、国家の特別の保護下に置かれる」と定め、婚姻が解消不可能であることを明記した。同じ規定は 1946 年ブラジル憲法 163 条においても維持され、1967 年ブラジル憲法 167 条 1 項は端的に「婚姻は解消できない」とした。

ブラジルにおける離婚制度の導入に尽力したのはネルソン・デ・ソウザ・カルネイロである。カルネイロは下院議員であった 1950 年に民法に定められた婚姻無効の要件を緩め、夫婦に克服することのできない不調和がある場合に婚姻無効を認めるとの法案を提出した⁸。憲法上離婚が認められないため、婚姻無効に離婚と同様の機能を持たせて、再婚を可能にさせようとしたのである。この法案に対しては婚姻無効をブラジルにおける離婚制度に変質させるものだという批判が起きて 1952 年 7 月に否決された⁹。この間カルネイロは 1951 年 11 月には婚姻の解消を禁じた憲法の規定の削除を提案する憲法修正案を提出し、否決された¹⁰。カルネイロは 1953 年にも婚姻無効の要件を拡大する法案を提出して否決され¹¹、1960 年にも新たな婚姻無効事由を制定する新法を提出した¹²。

1975 年にカルネイロを含む 23 人の上院議員が 1967 年ブラジル憲法 175 条 1 項を改正し、5 年の裁判上の別居又は 7 年の事実上の別居の後に離婚することを認める内容を含む憲法修正案を提出した¹³。

⁷ 二宮正人「在日ブラジル人の離婚問題に関する一考察」ケース研究 315 号 22 頁及び 23 頁

⁸ 1950 年第 786 号法案

⁹ José Fernando Simão(2017), “EM BUSCA DE CONCEITO DE FAMÍLIA - NOTAS HISTÓRICAS” em Eduardo C. B. Bittar(organizador), *História do Direito Brasileiro*, São Paulo, Atlas, Kindle 13922-13984 / 14737

¹⁰ 1951 年憲法修正第 4 号法案

¹¹ 1953 年第 3099 号法案

¹² 1960 年第 1568 号法案

¹³ 1975 年憲法修正第 5 号法案

この法案は承認されたものの、憲法修正に必要な定足数を満たしておらず、改正は実現しなかった。カルネイロは 1977 年に再び憲法修正案を作成し、署名を集めて提出した。このときは広範な司法改革を行うための憲法修正の準備がなされていて、憲法修正に必要な定足数が引き下げられていた。そして、3 年の裁判上の別居の後に離婚を認める 1977 年憲法修正第 9 号が成立した。また、同じ年に離婚規範を定めた 1977 年離婚法¹⁴も成立した。これによってそれまでデスクートと呼ばれていた判決による別居制度の名称は裁判上の別居 (separação judicial) とされた。その後もカルネイロは上院議員として活躍し、1989 年には連邦上院議長に就任した。

1977 年に離婚が可能になったものの、1977 年離婚法第 38 条は「離婚の請求は、いかなる場合も、1 度しかできない」と定めていた。そのため離婚をして別の相手と再婚することが許されるのは 1 度だけだった。また、すでに 1 度離婚した経験のある者と結婚した者は、配偶者がすでに 1 度離婚しているために、自身が 1 度も離婚をしたことがなくても配偶者と離婚して別の相手と再婚することが許されなかった¹⁵。

その後、1988 年ブラジル連邦共和国憲法が制定された。憲法第 226 条 6 項は「婚姻は法律の定めに従った 1 年以上の裁判上の別居又は 2 年以上の証明された事実上の別居を経て解消される」と定めた。これによって、離婚前に 3 年間必要だった裁判上の別居期間は 1 年間に短縮された。また、2 年間の事実上の別居を証明できれば、裁判上の別居を経ることなく離婚できることが明示された。新たな憲法に 1977 年離婚法を適応させるために 1989 年 10 月 17 日付法律第 7841 号によって離婚法が改正された。この際に 1977 年離婚法第 38 条が削除され、複数回の離婚が可能になった。また、1992 年 2 月 13 日付法律第 8408

¹⁴ 1977 年 11 月 26 日付法律第 6515 号

¹⁵ Rolf Madaleno(2017), *Direito de família*, Rio de Janeiro, Forense, Kindle 14036 / 43963

号によって 1977 年離婚法が再度改正され、1989 年改正の際に見落とされていたいくつかの条項が 1988 年憲法に適合するように改正された。これによって 1977 年離婚法第 5 条 1 項の「連続して 5 年以上婚姻生活が破綻し、再建不能であることを証明した配偶者の一方は裁判上の別居を請求することができる」という規定は「連続して 1 年以上婚姻生活が破綻し、再建不能であることを証明した配偶者の一方は裁判上の別居を請求することができる」と改められた。

その後、2002 年 1 月 10 日付法律 10406 号によって新民法典が制定され、婚姻の解消に関する規定は民法第 1571 条から第 1582 条に置かれた。後法の制定によって 1977 年離婚法はほとんど無効となって、現在は民法と矛盾しないいくつかの規定だけが効力を有している¹⁶。

2007 年 1 月 4 日付法律第 11441 号は、未成年の子及び財産がない場合に合意による離婚及び別居を弁護士の援助を受けて登記所において公正証書で行うことができる旨の規定を民事訴訟法に置いた。これによって、裁判所の介入なく離婚できるようになった。

3 : 2010 年憲法改正の内容

2010 年憲法修正第 66 号は 1988 年憲法 236 条 6 項の「婚姻は法律の定めに従った 1 年以上の裁判上の別居又は 2 年以上の証明された事実上の別居を経て解消できる」という規定を改め、裁判上の別居や事実上の別居の期間に関する規定を削除して、単に「婚姻は離婚によって解消できる」とした。

婚姻の解消に関する規定が置かれた民法第 1571 条から第 1582 条は改正されていないものの、上位法である憲法の改正によって直接離婚訴訟について定め

た民法 1580 条 2 項の「2 年以上の別居の事実が証明される場合には離婚は当事者の一方又は双方によって申し立てることができる」という条文は、「離婚は当事者の一方又は双方によって申し立てることができる」と読み替えられることになった。離婚の成立にはいかなる請求原因も不要で、離婚の意思だけあれば十分となった。これによって裁判上の別居制度は事実上存在意義がなくなることから、2010 年憲法修正第 66 号によって裁判上の別居制度自体廃止されたという主張もなされた。しかし、連邦裁判所審議会は 2011 年 11 月 8 日から 11 日にかけて開催した民法第 5 法学会議で 2010 年憲法修正第 66 号は裁判上の別居及び事実上の別居を消滅させていないと声明を出した。さらに 2015 年民事訴訟法も別居制度の存在を前提とした規定を設けている¹⁷。したがって、これらの制度は廃止されてはいないと理解すべきであるが、実務的にはほぼ使われることがなくなった。

2010 年憲法修正第 66 号によって離婚が容易になったことで、ブラジルの 2011 年の離婚数は 2010 年に比べて 45.6%増加して 35 万 1153 件に達した¹⁸。

4 : ブラジルの離婚制度の概要

ブラジルの離婚制度は協議離婚と裁判離婚に区分される。

協議離婚は 2007 年 1 月 4 日付法律第 11441 号によって創設され、現在は民訴法 733 条に定められている登記所における離婚である。2013 年 10 月 29 日付法律第 12874 号によってブラジル法の適用に関する通則法¹⁹第 18 条 1 項及び 2 項が改正され、この手続

¹⁷ 2015 年民事訴訟法第 731 条ほか

¹⁸ globo.com (2012), *Brasil tem taxa de divórcios recorde em 2011*, <http://g1.globo.com/brasil/noticia/2012/12/brasil-tem-taxa-de-divorcios-recorde-em-2011-diz-ibge.html>

¹⁹ 1942 年 9 月 4 日付大統領令法第 4657 号。なお、2010 年に「民法通則法」から現在の名称に変更された。

¹⁶ Carlos Alberto Dabus Maluf e Adriana Caldas do Rego Freitas Dabus Maluf (2016), *Curso de direito de família* 2. ed., São Paulo, Saraiva, Kindle 4615 / 17679

を在外公館で行えるようになった。しかし、婚姻がブラジルの登記所に登記されていなければならないことや、ブラジル法弁護士の支援を受けることが義務付けられていることなどがあって、あまり利用されていない。

裁判離婚はさらに、裁判上の別居を経る間接離婚と裁判上の別居を経ない直接離婚に区分される。

間接離婚は裁判上の別居裁判と離婚への転換裁判という 2 度の裁判手続を必要とする。裁判上の別居には合意による裁判上の別居と争訟性の裁判上の別居がある。いずれも裁判手続ではあるが、合意による裁判上の別居は 1 年以上婚姻している当事者双方が裁判官の面前で別居の意思を明らかにすれば足りる²⁰。争訟性の裁判上の別居が認められるためには①他方当事者の婚姻関係上の義務の重大な侵害を伴う行為及び共同生活が耐えがなくなったこと²¹、②1 年以上の共同生活の破壊及び回復不可能であること²²、③重大な精神疾患によって共同生活を継続することが困難になり、回復不能であることと明らかになって 2 年を経過したこと²³のいずれかを満たす必要がある。不貞行為や虐待など一定の行為類型が存在する場合には共同生活が不可能であると認められる²⁴。いずれの場合も裁判上の別居の確定判決の後 1 年を経過すると離婚に転換できる²⁵。もっとも前述のとおり、2010 年憲法修正第 66 号によって裁判上の別居を行う意義は消失した。

直接離婚にも合意による直接離婚と争訟性の直接離婚がある。

合意による直接離婚の根拠規定は憲法第 236 条 6 項で、手続規定は 2015 年民事訴訟法第 731 条及び第 733 条である。申立書には財産分与、元配偶者に対する扶養に関する規定、未成年の子の監護及び面接交

渉に関する合意、養育費の負担額を記載しなければならないが²⁶、このうち財産分与に関しては離婚成立後に確定することもできる²⁷。裁判官は合意内容が子又は配偶者を十分に保護していないと判断したときは、離婚を成立させないことができる²⁸。

争訟性の直接離婚の根拠規定は憲法第 236 条 6 項及び民法第 1580 条 2 項で、手続規定は 2015 年民事訴訟法第 319 条、第 693 条ないし第 699 条などである。民法 1580 条 2 項の文言は「2 年以上の別居の事実が証明される場合には離婚は当事者の一方又は双方によって申し立てることができる」というものであるが、2010 年憲法修正第 66 号によって「離婚は当事者の一方又は双方によって申し立てることができる」と読み替えられる。したがって、離婚自体には特に要件がなく、抗弁は子の親権及び養育費などの話し合いに限られる。

5 : 外国判決の承認

外国の離婚判決の承認について定めたブラジル法の適用に関する通則法は「外国における離婚は、一方又は双方当事者がブラジル人である場合には、判決の日から 1 年経過した後のみブラジルで認められる。ただし、同一期間の裁判上の別居が先行している場合には、国内における外国判決の効力について定められた条件に従って、直ちに承認は直ちに有効となる」と定めている。2010 年憲法修正第 66 号に鑑みると 1 年の経過を定めたこの規定は不合理である²⁹。しかし、現在のところこの規定は改正されていない。なお以前は外国判決の承認は連邦最高裁判所が行っていたが、2004 年 12 月 30 日付憲法修正第 45 号によって連邦司法高等裁判所が行うようになっ

²⁰ 民法 1574 条

²¹ 民法 1572 条本文

²² 民法 1572 条 1 項

²³ 民法 1572 条 2 項

²⁴ 民法 1573 条

²⁵ 民法 1580 条本文

²⁶ 民事訴訟法 731 条

²⁷ 民法 1581 条、民事訴訟法第 731 条補項

²⁸ 民法 1574 条

²⁹ Arnaldo Rizzardo (2014), *Direito de família 9. ed.*, Rio de Janeiro, Forense, Kindle 6909 / 26954

た。

6 : おわりに

本稿においてはブラジルの離婚制度の変遷及び 2010 年憲法修正第 66 号による制度変更とその影響の及ぶ範囲について論じてきた。ブラジル人の離婚については一般にブラジルで手続を行うことが推奨される。そのため、我が国の裁判所でブラジル法を準拠法とした離婚訴訟が行われる機会は必ずしも多くない。また、ブラジル民法は、2010 年以降複数回にわたって改正されているにもかかわらず、2010 年憲法修正第 66 号による規範の変更を反映したものになっていない。そのため、憲法修正の趣旨を踏まえて条文を解釈して適用せざるを得ない上、その影響の及ぶ範囲について議論がある。我が国に居住するブラジル人夫婦を巡る離婚問題について実務家が相談を受ける機会は今後も数多く生じると考えられる。本稿が当該問題について検討する際の一助となれば幸いである。

(参考資料)

[1988 年ブラジル憲法]

Art. 226. A família, base da sociedade, tem especial proteção do Estado.

第 226 条 社会の根幹である家族は国家による特別な保護を受ける。

§ 6º O casamento civil pode ser dissolvido pelo divórcio.

6 項 民事婚は離婚によって解消できる。

【2010 年修正前旧条文】

§ 6º O casamento civil pode ser dissolvido pelo divórcio, após prévia separação judicial por mais de um ano nos casos expressos em lei, ou comprovada separação de fato por mais de dois anos.

6 項 婚姻は法律の定めに従った 1 年以上の裁判上の別居又は 2 年以上の証明された事実上の別居を経

て解消できる。

[2002 年ブラジル民法典]

CAPÍTULO X

第 10 章

Da Dissolução da Sociedade e do vínculo Conjugal
婚姻関係及び結合の解消

(婚姻の終了事由)

Art. 1.571. A sociedade conjugal termina:
第 1571 条 婚姻関係は以下によって終了する。

I - pela morte de um dos cônjuges;

一号 当事者の一方の死。

II - pela nulidade ou anulação do casamento;

二号 婚姻の無効又は取消。

III - pela separação judicial;

三号 裁判上の別居。

IV - pelo divórcio.

四号 離婚。

§ 1º O casamento válido só se dissolve pela morte de um dos cônjuges ou pelo divórcio, aplicando-se a presunção estabelecida neste Código quanto ao ausente.

1 項 有効な婚姻は当事者の一方の死又は離婚によってのみ解消され、失踪の場合には本民法に定められた推定を適用する。

§ 2º Dissolvido o casamento pelo divórcio direto ou por conversão, o cônjuge poderá manter o nome de casado; salvo, no segundo caso, dispondo em contrário a sentença de separação judicial.

2 項 離婚又は裁判上の別居からの転換による婚姻の解消の場合には、当事者は婚姻時の名を継続して用いることができる。ただし、転換の場合において、別居判決の定め反する場合にはこの限りでない。

(裁判上の別居)

Art. 1.572. Qualquer dos cônjuges poderá propor a ação de separação judicial, imputando ao outro qualquer ato que importe grave violação dos deveres do casamento e torne insuportável a vida em comum.

第 1572 条 婚姻当事者はいずれも、他方当事者の婚姻関係上の義務の重大な侵害を伴うなんらかの行為及び共同生活が耐えがなくなったことを理由とし、裁判上の別居訴訟を提起することができる。

§ 1º A separação judicial pode também ser pedida se um dos cônjuges provar ruptura da vida em comum há mais de um ano e a impossibilidade de sua reconstituição.

1 項 裁判上の別居は 1 年以上の共同生活の破壊及び回復不可能性を証明した婚姻当事者も提起することができる。

§ 2º O cônjuge pode ainda pedir a separação judicial quando o outro estiver acometido de doença mental grave, manifestada após o casamento, que torne impossível a continuação da vida em comum, desde que, após uma duração de dois anos, a enfermidade tenha sido reconhecida de cura improvável.

2 項 婚姻当事者は、他方当事者が婚姻後に明らかになった重大な精神疾患に罹患している場合において、共同生活を継続することが困難になったときは、疾患の回復が不可能であることが明らかになってから 2 年を経過した後、裁判上の別居を申し立てることができる。

§ 3º No caso do parágrafo 2o, reverterão ao cônjuge enfermo, que não houver pedido a separação judicial, os remanescentes dos bens que levou para o casamento, e se o regime dos bens adotado o permitir, a meação dos adquiridos na constância da sociedade conjugal.

3 項 第 2 項の場合において、婚姻財産の残余は裁判上の別居の申立てをしなかった病気の婚姻当事者に帰属し、適用される婚姻財産制が許すときは、婚姻期間中に得た財産は折半する。

(裁判上の別居事由)

Art. 1.573. Podem caracterizar a impossibilidade da comunhão de vida a ocorrência de algum dos seguintes motivos:

第 1573 条 以下の動機のいずれかが生じた場合、共同生活が不可能であると認めることができる。

I - adultério;

一号 不貞行為。

II - tentativa de morte;

二号 自殺未遂。

III - sevícia ou injúria grave;

三号 虐待又は重大な侮辱。

IV - abandono voluntário do lar conjugal, durante um ano contínuo;

四号 1 年間継続した意図的な自宅の遺棄。

V - condenação por crime infamante;

五号 破廉恥罪による有罪判決。

VI - conduta desonrosa.

六号 不名誉な振る舞い。

Parágrafo único. O juiz poderá considerar outros fatos que tornem evidente a impossibilidade da vida em comum.

補項 裁判官は共同生活の不可能を証明することになるその他の事実を考慮できる。

(合意による裁判上の別居)

Art. 1.574. Dar-se-á a separação judicial por mútuo consentimento dos cônjuges se forem casados por mais de um ano e o manifestarem perante o juiz, sendo por ele devidamente homologada a convenção.

第 1574 条 1 年以上婚姻している婚姻当事者双方の合意及び裁判官の面前での意思表示によって、許可された適切な協定の下での、裁判上の別居が許される。

Parágrafo único. O juiz pode recusar a homologação e não decretar a separação judicial se apurar que a convenção não preserva suficientemente os interesses dos filhos ou de um dos cônjuges.

補項 協定が子又は一方当事者の利益を十分に保持するものでないと判断された場合には裁判官は許可を拒み、裁判上の別居を命令しないことができる。

(裁判上の別居による財産分与)

Art. 1.575. A sentença de separação judicial importa a separação de corpos e a partilha de bens.

第 1575 条 法廷別居の判決は別居及び財産分与をもたらす。

Parágrafo único. A partilha de bens poderá ser feita mediante proposta dos cônjuges e homologada pelo juiz ou por este decidida.

補項 財産分与は当事者の提案及び判事による認可又はその判断によって行うことができる。

(裁判上の別居による夫婦財産制の終了)

Art. 1.576. A separação judicial põe termo aos deveres de coabitação e fidelidade recíproca e ao regime de bens.

第 1576 条 裁判上の別居は同居義務及び相互の貞節及び夫婦財産制の終期となる。

Parágrafo único. O procedimento judicial da separação caberá somente aos cônjuges, e, no caso de incapacidade, serão representados pelo curador, pelo ascendente ou pelo irmão.

補項 別居の法律手続は婚姻当事者のみの権限である。また、無能力の場合には、後見人、存続又は兄弟によって代表される。

(婚姻関係回復の申し立て)

Art. 1.577. Seja qual for a causa da separação judicial e o modo como esta se faça, é lícito aos cônjuges restabelecer, a todo tempo, a sociedade conjugal, por ato regular em juízo.

第 1577 条 裁判上の別居の原因及び方法にかかわらず、婚姻当事者が婚姻関係の回復を通常の裁判手続で申し立てることは適法である。

Parágrafo único. A reconciliação em nada prejudicará o direito de terceiros, adquirido antes e durante o estado de separado, seja qual for o regime de bens.

補項 婚姻財産制がなんであれ、和解が裁判上の別居期間又はその前に獲得された第三者の権利を害することはできない。

(裁判上の別居における有責配偶者の姓の継続利用権の喪失)

Art. 1.578. O cônjuge declarado culpado na ação de separação judicial perde o direito de usar o sobrenome do outro, desde que expressamente requerido pelo cônjuge inocente e se a alteração não acarretar:

第1578条 裁判上の別居訴訟において有責であると宣告された婚姻当事者は、他方当事者の明白な要請があり、姓の変更が以下の事項を引き起こさない場合、他方当事者の姓を利用する権利を喪失する。

I - evidente prejuízo para a sua identificação;
一号 身分証明の明白な毀損。

II - manifesta distinção entre o seu nome de família e o dos filhos havidos da união dissolvida;

二号 関係を解消した家族及び子どもと自分の名前の明白な違い。

III - dano grave reconhecido na decisão judicial.

三号 法的判断における既知の重大な損害。

§ 1º O cônjuge inocente na ação de separação judicial poderá renunciar, a qualquer momento, ao direito de usar o sobrenome do outro.

1項 裁判上の別居訴訟における無責当事者は他方当事者の姓を使用する権利をいつでも放棄できる。

§ 2º Nos demais casos caberá a opção pela conservação do nome de casado.

2項 他の場合には婚姻時の名前を維持することを選択できる。

Art. 1.579. O divórcio não modificará os direitos e deveres dos pais em relação aos filhos.

(離婚と親子関係)

第1579条 離婚は子との関係で両親の権利及び義務に変化を生じさせない。

Parágrafo único. Novo casamento de qualquer dos pais, ou de ambos, não poderá importar restrições aos direitos e deveres previstos neste artigo.

補項 両親のいずれか又は双方の新たな婚姻は本条に定められた権利及び義務に制約をもたらすことはできない。

(離婚の要件)

Art. 1.580. Decorrido um ano do trânsito em julgado da sentença que houver decretado a separação judicial, ou da decisão concessiva da medida cautelar de separação de corpos, qualquer das partes poderá requerer sua conversão em divórcio.

第1580条 法定離婚を命じる確定判決又は予備別居措置の許可決定から1年を経過した場合、いずれの当事者も離婚への転換を申し立てることができる。

§ 1º A conversão em divórcio da separação judicial dos cônjuges será decretada por sentença, da qual não constará referência à causa que a determinou.

1項 裁判上の別居の離婚への転換はその理由に言及しない判決によって命令される。

§ 2º O divórcio poderá ser requerido, por um ou por ambos os cônjuges, no caso de comprovada separação de fato por mais de dois anos.

2項 2年以上の別居の事実が証明される場合には離婚は当事者の一方又は双方によって申し立てることができる。

(離婚と財産分与)

Art. 1.581. O divórcio pode ser concedido sem que haja prévia partilha de bens.

第1581条 離婚は財産分与の規定なく許可することができる。

(離婚請求権者)

Art. 1.582. O pedido de divórcio somente competirá aos cônjuges.

第1582条 離婚の請求は当事者のみが行うことができる。

Parágrafo único. Se o cônjuge for incapaz para propor a ação ou defender-se, poderá fazê-lo o curador, o ascendente ou o irmão.

補項 当事者が訴訟を提起し、防御する能力に欠ける場合には、後見人、尊属又は兄弟がそれを行うことができる。

・2015年ブラジル民事訴訟法

Seção IV

第4節

Do Divórcio e da Separação Consensuais, da Extinção Consensual de União Estável e da Alteração do Regime de Bens do Matrimônio
協議離婚及び別居、内縁関係の協議による廃止並びに婚姻財産制の変更

(裁判上の離婚及び別居)

Art. 731. A homologação do divórcio ou da separação consensuais, observados os requisitos legais, poderá ser requerida em petição assinada por ambos os cônjuges, da qual constarão:

第731条 合意による裁判上の離婚又は別居の承認は配偶者双方によって署名された申立書によって請求でき、以下の事項を記載する。

I - as disposições relativas à descrição e à partilha dos bens comuns;

一号 共有財産の目録及び分与に関する条項。

II - as disposições relativas à pensão alimentícia entre os cônjuges;

二号 当事者間の扶養に関する条項。

III - o acordo relativo à guarda dos filhos incapazes e ao regime de visitas; e

三号 行為能力のない子の監護及び面会交流に関する合意。及び、

IV - o valor da contribuição para criar e educar os filhos.

四号 子の養育費の負担額。

Parágrafo único. Se os cônjuges não acordarem sobre a partilha dos bens, far-se-á esta depois de homologado o divórcio, na forma estabelecida nos arts. 647 a 658.

単項 財産分与について配偶者双方の合意がない場合には、離婚の承認の後に第 647 条ないし第 658 条の規定に従って分与を行う。

(内縁廃止に対する準用)

Art. 732. As disposições relativas ao processo de homologação judicial de divórcio ou de separação consensuais aplicam-se, no que couber, ao processo de homologação da extinção consensual de união estável.

第 732 条 合意による裁判上の離婚又は別居に関する承認手続に関する規定は、適用可能な場合には、内縁関係の協議による廃止の承認に適用する。

(裁判外での離婚、別居及び内縁廃止)

Art. 733. O divórcio consensual, a separação consensual e a extinção consensual de união estável, não havendo nascituro ou filhos incapazes e observados os requisitos legais, poderão ser realizados por escritura pública, da qual constarão as disposições de que trata o art. 731.

第 733 条 合意による離婚、別居及び内縁関係の合意による廃止は、胎児又は行為無能力の子がなく、法の要件に従う場合には、第 731 条の定める事項を記載した公正証書によって行うことができる。

§ 1º A escritura não depende de homologação judicial e constitui título hábil para qualquer ato de registro, bem como para levantamento de importância depositada em instituições financeiras.

1 項 公正証書は裁判上の承認を前提とせず、あらゆる登記処分及び金融機関における預金総額の調査権限を有する者が作成する。

§ 2º O tabelião somente lavrará a escritura se os interessados estiverem assistidos por advogado ou por defensor público, cuja qualificação e assinatura constarão do ato notarial.

2 項 公証人は、利害関係者が弁護士又は公選弁護士の支援を受けた場合にのみ、その資格と署名を公正証書に記載しなければならない。

・ブラジル法の適用に関する通則法

(権利能力の始期及び終期、氏名、能力並びに家族の権利に関する準拠法)

Art. 7º A lei do país em que domiciliada a pessoa determina as regras sobre o começo e o fim da personalidade, o nome, a capacidade e os direitos de família.

第 7 条 権利能力の始期及び終期、氏名、能力並びに家族の権利は居住国の法律によって決する。

§ 6º O divórcio realizado no estrangeiro, se um ou ambos os cônjuges forem brasileiros, só será reconhecido no Brasil depois de 1 (um) ano da data da sentença, salvo se houver sido antecedida de separação judicial por igual prazo, caso em que a homologação produzirá efeito imediato, obedecidas as condições estabelecidas para a eficácia das sentenças estrangeiras no país. O Superior Tribunal de Justiça, na forma de seu regimento interno, poderá reexaminar, a requerimento do interessado, decisões já proferidas em pedidos de homologação de sentenças estrangeiras de divórcio de brasileiros, a fim de que passem a produzir todos os efeitos legais.

6 項 配偶者の一方または双方がブラジル人である場合、ブラジルでの離婚は、判決の日から 1 年後にのみ認められる。ただし、同期間の裁判上の別居が行われている場合は、国内における外国判決の効力について定められた条件に従って、判決承認は即座に効力を生じる。司法高等裁判所は、その内規によって、利害関係者の要請により、ブラジル人の離婚の外国判決の承認請求によって既に出された判決を再審査し、すべての法的効果を生じることができる。

(領事館の権限)

Art. 18. Tratando-se de brasileiros, são competentes as autoridades consulares brasileiras para lhes celebrar o casamento e os mais atos de Registro Civil e de tabelionato, inclusive o registro de nascimento e de óbito dos filhos de brasileiro ou brasileira nascido no país da sede do Consulado.

第 18 条 ブラジル人についてブラジルの領事当局は婚姻並びに領事館所在国で生まれたブラジル人の出生及び死亡の登記を含む市民登記及び公証に関するその他の行為を行う権限がある。

§ 1º As autoridades consulares brasileiras também poderão celebrar a separação consensual e o divórcio consensual de brasileiros, não havendo filhos menores ou incapazes do casal e observados os requisitos legais quanto aos prazos, devendo constar da respectiva escritura pública as disposições relativas à descrição e à partilha dos bens comuns e à pensão alimentícia e, ainda, ao acordo quanto à retomada pelo cônjuge de seu nome de solteiro ou à manutenção do nome adotado quando se deu o casamento.

1 項 ブラジル領事当局は、夫婦の間に未成年者や障害のある子供がなく期限に関する法律要件が守られている場合には、ブラジル人の合意による別居及び離婚を行うこともできる。その場合において、公正証書には共有財産の目録及び財産分与、扶養、配偶者が旧姓に復するか婚姻の際に採用した名を維持するかについての合意が記載されなければならない。

§ 2º É indispensável a assistência de advogado, devidamente constituído, que se dará mediante a subscrição de petição, juntamente com ambas as partes, ou com apenas uma delas, caso a outra constitua advogado próprio, não se fazendo necessário que a assinatura do advogado conste da escritura pública.

2 項 適切に選任された弁護士による援助は不可欠で、両当事者又は当事者の一方による申請の申し込みを通じて提供されなければならない。他方当事者が自身の弁護士を選任した場合には公正証書に当該弁護士の署名が記載される必要はない。